

(目的)

第1条 この要領は、本学の教学理念「自立」「共生」「臨床の知」の本旨を踏まえ、障害を理由とする差別を解消し、障害のある学生の学修に関する権利利益を保障するために、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成 25 年法律第 65 号)」(以下「法」という。))および「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針(平成 27 年 2 月 24 日閣議決定)」(以下、「基本方針」という。))に基づき、「文部科学省事業所管分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針(平成 27 年 11 月 26 日 27 文科初第 1058 号)」(以下、「対応指針」という。))に促して、京都橋大学の教職員が適切に対応するために必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、以下の用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 「障害のある学生」

身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む)その他の心身の機能の障害があり、障害および社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にある本学学生または、本学への入学志願者をいう。

(2) 「社会的障壁」

障害のある学生にとって日常生活または社会生活を営む上で妨げになるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

(3) 「学生」

京都橋大学における教育・研究、その他本学が行う活動において、そこに参加または関与する正規の学部・大学院生および本学への進学希望のある者をいう。ただし、教務委員会(通信教育課程においては通信教育課程会議)において、支援が必要であると認定された場合は、以下の学生を含むものとする。

- 正規の学生以外で、本学に在学または在籍し、修学または研究に従事する者(ただし、雇用関係のみがある者を除く)

(4) 「教職員」

京都橋大学に勤務するすべての教員および事務職員をいう(業務委託により従事するカウンセラー・派遣労働者・パートタイマーを含む)。

(5) 「部局」

本学の学部・研究科、センター、部、課、事務部、室をいう。

(不当な差別的取扱いの基本的な考え方)

第3条 教職員は、障害のある学生に対して、正当な理由なく、本学における教育・研究、その他本学が行う活動全般について、機会の提供を拒否する、提供に当たって場所、時間帯等を制限する、障害のない学生に対しては付さない条件を付ける、合理的配慮を否定する等により、障害のある学生の権利利益を侵害してはならない。

2 障害のある学生を障害のない学生より優遇する取扱い(積極的改善措置、障害のある学生の事実上の平等を促進し、または達成するために必要な特別な措置)や、合理的配慮を提供等するために必要な範囲で、プライバシーに配慮しつつ障害の状況等を確認することは、不当な差別的取扱いではない。

3 正当な理由に相当するか否かは、単に一般的または抽象的な理由に基づいて判断するのではなく、個別の事案ごとに、障害のある学生、本学、第三者の権利利益、および本学の教育・研究、その他本学が行う活動の

目的、内容、機能の維持等の観点に鑑み、具体的な状況等に応じて、総合的かつ客観的に検討を行い判断するものとする。

- 4 正当な理由があると判断した場合には、教職員は障害のある学生にその理由を、可能な限り資料を示す等して丁寧に説明し、理解を得よう努めなければならない。その際、教職員と障害のある学生の双方が、お互いに相手の立場を尊重しながら相互理解を図ることが求められる。
- 5 具体的な対応においては、障害のある学生が、性別、年齢等の障害とは異なる要因によって、複合的な差別を受ける場合があることや、潜在的な社会的障壁により、制度化・慣行化された差別が生じること等が起り得ることについて留意するものとする。
- 6 次の各号の学生への対応にも、ハラスメントが起きないように留意することが望ましい。
 - (1) 過去に障害のあった学生
 - (2) 将来的に障害を有することになる素因がある学生
 - (3) 通院等の履歴等により障害があると推測される学生
 - (4) 家族に障害者が居る等の障害者と関連のある学生
- 7 教職員は、障害のある学生に対応するにあたり、別紙留意事項に留意するものとする。
(合理的配慮の基本的な考え方)

第4条 教職員は、本学における教育・研究、その他本学が行う活動において、障害のある学生から、現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害のある学生の権利利益を侵害することとならないよう、当該学生の性別、年齢および障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について、必要かつ合理的な配慮(以下、「合理的配慮」という。)の提供に努めなければならない。

- 2 教職員は、合理的配慮が、障害の特性や社会的障壁の除去が求められる具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものであることや、障害のある学生本人の意向を尊重しつつ、障害のある学生と教職員との建設的対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で柔軟に提供されるべき性質のものであることに留意しなければならない。
- 3 合理的配慮とは、障害のある学生が他の学生との平等を基礎として、全ての人権および基本的自由を享有し、または行使することを確保するための必要かつ適当な変更および調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失したまたは過重な負担を課さないものをいう。
- 4 前項の検討に際し、合理的配慮が、本学における教育・研究、その他本学が行う活動の目的・内容・機能に照らし、必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られること、障害のない学生との比較において同等の機会の提供を受けるためのものであること、本学における教育・研究その他本学が行う活動の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないことに留意しなければならない。
- 5 過重な負担については、単に一般的または抽象的な理由に基づいて判断するのではなく、個別の事案ごとに、次の各号の要素等を考慮し、具体的な状況等に応じて総合的かつ客観的に検討を行い判断しなければならない。
 - (1) 本学における教育・研究、その他本学が行う活動への影響の程度(その目的、内容、機能等を損なうか否か)
 - (2) 実現可能性の程度(物理的制約、技術的制約、人的制約、体制上の制約等)
 - (3) 費用および負担の程度
 - (4) 本学の規模、財務状況等
- 6 前項について、過重な負担に当たると判断した場合には、障害のある学生に可能な限り資料を示す等して丁寧にその理由を説明し、理解を得よう努めるものとし、法の趣旨に照らして、実現可能な措置を提案する等の建設的対話を行うことが望ましい。その際、教職員と障害のある学生の双方は、お互いに相手の立場を

尊重しながら、建設的対話を通じて相互理解を図り、代替措置の選択も含めた対応を柔軟に検討するものとする。

- 7 合理的配慮の提供は、本要領第7条第2項に基づく施策を基礎として、その実施に伴う負担が過重でない場合に、特定の障害のある学生に対して、個別の状況に応じて講じられる措置である。したがって、障害のある学生が所属する学部・通信教育課程・研究科だけでなく、学生が履修している授業等の担当教員、その他の関係部局等、すべての教職員が連携し、協力体制のもとで行うものとし、その具体的な実施にあたっては、別紙留意事項に留意するものとする。

(相談を受けた際の対応)

第5条 教職員は、障害のある学生から障害を理由とする差別解消に関する相談や合理的配慮の提供(社会的障壁の除去)に関する相談を受けたときは、相談内容を確認し、所属長(部局長、または直属の上司)の指示のものと対応する。なお、所属長(部局長、または直属の上司)は当該の学生の意向を確認した上で、障害学生支援室に協力を求めることができる。

(修学支援の申請受付および実施に関する基本的な考え方)

第6条 障害のある学生は、入学前、入学後のいずれの時期においても、修学に必要な支援の申請(合理的配慮の提供を受けるための申請)を行うことができる。

- 2 支援内容の検討にあたり、障害学生支援室は、障害のある学生のニーズのヒアリング、関係部局間との情報共有および学外機関との連携等を行う。
- 3 具体的な支援の実施にあたっては、支援を要する場面を所管する部局が責任をもって行うものとし、障害学生支援室は、当該学生の性別、年齢、状態等に配慮し、支援ノウハウの提供等を行う。
- 4 当該学生の所属学部・研究科と障害学生支援室は、履修科目の担当教員、その他関係部局の教職員と緊密に連携し、かつ必要に応じて、学外専門機関との協力関係を構築して対応を行う。
- 5 支援の申請および実施に関する詳細は、別に定める。

(障害を理由とする差別解消の推進)

第7条 本学における障害を理由とする差別解消の推進に関する体制は、以下の各号のとおりとする。

- (1) 最高管理責任者 障害を理由とする差別解消の推進およびそのための環境の整備等(施設等のバリアフリー化の促進、必要な人材の配置、障害のある入学希望者に対する受入れ方針の明示、障害を理由とする差別の相談に関する学内体制の明示、学内の障害のある学生に対する合理的配慮の決定過程の明示、情報アクセシビリティの向上等)に関し、本学全体を統括し、以下の者が適切に対応できるようリーダーシップを発揮するとともに、最終責任を負う。
 - (2) 統括監督責任者 本学全体における障害を理由とする差別解消の推進に関し必要な措置(個人に対するものだけでなく、環境の整備に含まれるアクセシビリティの改善や制度の見直し等も含む)を講ずるものとし、部局長会において、必要に応じて、差別解消の推進に関する施策の審議および実施報告を行うものとする。
 - (3) 監督責任者 当該部局における、障害を理由とする差別解消の推進に関し責任を有するとともに、当該部局における監督者を指定し、障害を理由とする差別解消の推進に必要な措置(個人に対するものだけでなく、環境の整備に含まれるアクセシビリティの改善や制度の見直し等も含む)を講じなければならない。
 - (4) 監督者 監督責任者を補佐するとともに、次条に定められた対応を行い、差別解消に関する責務を果たすものとする。なお、学科においては各学科長(通信教育課程においては課程長)を充て、研究科においては監督責任者が兼ねるものとする。
- 2 本条における環境の整備は、法において事業者の努力義務とされている、不特定多数の障害者を主な対象として行われる事前的改善措置であることを踏まえ、本条の任にあたる者は、障害を理由とした差別解消のための取組が、環境の整備と合理的配慮の提供を両輪として進められることが重要であること、特に、合理的

配慮の提供によって個別的に社会的障壁の除去を行うよりも、環境の整備によって社会的障壁を除去することの方が、同様の社会的障壁に直面する障害のある学生を生まないという面で優れていることに留意し、次の各号に掲げる施策の具体的な進展に努めなければならない。

- (1) バリアフリー化施策、情報の取得・利用・発信におけるアクセシビリティ向上のための施策、意思表示やコミュニケーションを支援するためのサービスおよび介助者等の人的支援のための施策
 - (2) 職員に対する研修および規程等の整備(不当な差別的取扱いや合理的配慮の提供に関する個別事案への対応等を契機とした内部規則やマニュアル等の整備、改正を含む)
 - (3) 技術進歩の動向を踏まえた取組(新しい技術開発が投資負担の軽減をもたらすこともあるため)
- 3 前項の目的を達するため、最高管理責任者である学長のリーダーシップのもと、すべての教職員は、個別の合理的配慮の提供を含む、障害のある学生が修学するために必要となる関わり、および欠くことのできない環境整備に主体的に関わり、より広い多様性を包摂する学修環境づくりに取り組むものとする。
- (差別の発生防止および早期解決のための日常的な対応)

第8条 本学における障害を理由とする差別解消の推進に関する体制に基づき、障害を理由とする差別解消の推進のため、監督者は、部局に所属する教職員に対して、次の各号に掲げる事項に注意して、障害のある学生に対する不当な差別的取扱いが行われないように監督し、また障害のある学生に対して合理的配慮の提供がなされるよう努めなければならない。

- (1) 部局に所属する教職員等に対して、部内の会議や研修の機会等の日常業務を通じ、障害を理由とする差別解消に関する教職員の注意を喚起し、認識を深めさせる。
 - (2) 合理的配慮の必要性が確認された場合、同部局内の教職員に対して、合理的配慮の提供等を行うよう指導する。
 - (3) 障害のある学生から、不当な差別的取扱いや合理的配慮の不提供に関する相談や苦情の申し出等があった場合には、学生への面談や関係教職員にヒアリングする等して、関連する情報を収集(事実確認)するとともに、障害のある学生の置かれている立場、状況等に対して、共感的な理解を行った上で、関係者間の力関係における当該学生の立場や状況に配慮しつつ、公正・中立的な観点から対応を行う。
- 2 障害を理由とする差別にあたる可能性のある問題が生じた場合には、速やかに監督責任者にその旨を報告するとともに、監督責任者の指示に従い、迅速かつ適切に対処しなければならない。
- (紛争の防止および解決等のための対応)

第9条 教職員の対応や合理的配慮の決定過程および内容に関して疑義や不服のある障害のある学生からの相談は、障害学生支援室にて受け付ける。相談があった場合、障害学生支援室および相談内容に応じた関係部局の監督者は連携して、当該学生と関係教職員双方に対して、助言を行うものとする。

- 2 障害学生支援室のコーディネーターや監督者が疑義や不服の対象となった場合は、より上席者(障害学生支援室長や監督責任者)が対応を行う。
 - 3 障害学生支援室および監督者の支援のもと、当該の学生と関係教職員は、建設的対話を行い、相互理解を深めるよう努めなければならない。
 - 4 前条までの対応によっても双方が合意形成に至らず、また、合理的配慮が提供されない状況が継続する場合、障害のある学生は、人権侵害に関する苦情処理の申立を行うことができる。以降、当該案件については、京都橘大学人権委員会に関する規程に基づき解決を図るものとする。
 - 5 教職員が、障害のある学生に対して不当な差別的取扱いをし、または合意された内容について、過重な負担がないにもかかわらず合理的配慮を提供しなかった場合も、その態様等によっては、本条の規定に基づき、対応を行うことがある。
- (全学的な障害学生支援施策の検討および実施)

第10条 部局長会は、内閣府障害者政策委員会での議論を注視するとともに、本学において集積された支援事例、合理的配慮の提供に関して課題のある事例をもとに、社会的障壁の除去に関する必要かつ合理的な配慮の在り方、および障害のある学生への差別解消の推進に資する内部規則やマニュアル等の制度等について、随時所要の見直しを行うものとする。

(教職員への研修・啓発)

第11条 法や基本方針、対応指針の普及、および障害を理由とする差別解消の推進を図るため、教職員および学生に対し、統括監督責任者と監督者の責務として、次の各号のとりの研修・啓発を行う。

(1) 統括監督責任者の責務として行うもの

- 新たに役職者となった教職員に対して、障害のある学生の支援に関し、求められる役割について理解させるために、研修を実施する等、必要な措置を講ずる。
- 新たに教職員となった者に対して、障害に関する基本的な事項について理解させるために、研修を実施する等、必要な措置を講ずる。
- 全ての教職員に対して、障害の特性を理解させるとともに、障害のある学生へ適切に対応するために必要なマニュアル等を整備し、啓発を図る。
- 障害学生支援室の構成員に対して、より高度な知見が必要となる相談事例への対応や、障害のある学生の権利擁護について、スーパーヴィジョン等の研修の機会を提供する。

(2) 監督者(教員)の責務として行うもの

- 学生が法の趣旨を理解する機会を得られるよう、所属学部・各研究科の学生に対して、関連科目内での学習機会の提供を通じ、障害者および障害のある学生への理解の促進を図る。

(秘密保持義務)

第12条 障害学生支援に従事する者、または具体的支援に関する事務に従事する者は、在職中または退職後においても、職務上の機密または法人に不利益となる事項をみだりにもらしてはならない。

(補足)

第13条 この要領に定めのない事項については、障害学生支援室運営委員会の議を経て、学生部長が定めることができる。

(事務主管)

第14条 この要領に関する事務主管は、学生支援課とする。

(改廃)

第15条 この要領の改廃は、障害学生支援室運営委員会および学生部委員会の議を経て、学長が行う。

附 則

この要領は、2022年9月1日から施行する。